

## 広島県告示第三百三十三号

介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第十号）第十三条第三項第三号及び第三十六条第三項第三号の規定により、介護老人保健施設における入所者及び入居者が選定する特別な療養室の提供に係る基準を次のように定める。

平成二十四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 特別な療養室の内容及び基準について

- 1 特別な療養室の定員が、一人又は二人であること。
- 2 当該介護老人保健施設の特別な療養室の定員の合計数を介護保険法施行規則（兵士工十一年厚生省令第三十六号）第一百三十六条の規定に基づき知事に提出した運営規程（6において「運営規程」という。）に定められている入所者及び入居者（以下「入所者等」という。）の定員で除して得た数が、おおむね百分の五十を超えないこと。
- 3 特別な療養室の入所者等一人当たりの床面積が、八平方メートル以上であること。
- 4 特別な療養室の施設、設備等が、利用料のほかに特別な療養室の提供を行つたことに伴い必要となる費用の支払を入所者等から受けるのにふさわしいものであること。
- 5 特別な療養室の提供が、入所者等への情報提供を前提として入所者等の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものではないこと。
- 6 特別な療養室の提供を行つたことに伴い必要となる費用の額が、運営規程に定められていること。

### 二 その他

- 1 一に掲げる特別な療養室の提供に当たっては、介護老人保健施設における居住及び食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成二十四年広島県告示第三百三十号。以下「指針」という。）一一に規定する居住に係る利用料の追加的費用であることを入所者等又はその家族に対し、明確に説明した上で契約を締結すること。
- 2 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスの及び口の注十並びに注十一に定める者が入所するものについては、特別な療養室の提供を行つたことに伴い必要となる費用の支払を入所者等から受けることはできないものとする。